

平成30年2月5日開催

第8回高崎市農業委員会総会議事録

高崎市農業委員会

◎開 会

午後 1時30分 開会

◎開会の宣告

○事務局長(堀越 修) それでは、皆さん、定刻になりましたので、これから第8回農業委員会総会を開催させていただきますと存じます。

それでは、今井会長のほうからご挨拶よろしく願いいたします。

○会長(今井 隆) どうも皆さん、こんにちは。きょうは、第8回の農業委員会総会ということで、農業委員さんにおきましては、お忙しい中、ご出席をいただきましてありがとうございます。

節分も過ぎましたけれども、まだまだ当分この寒さが続くのではなかろうかと、節分から約1カ月後ぐらいには暖かくなると思うのですけれども、よく昔からウグイスが鳴くころ、また梅の花が開花するころ農作業が始まるのだと、そんなようなことも、今日ちょっとそんな話もしたのですけれども、また今年から米の減反の調整金が廃止されるということで、今日は高崎の地域再生協議会会議がJA高崎でありまして、JA高崎管内の今年の米等の作付目標ということで会議がございました。高崎管内におきましては、昨年の7%増という作付目標をしまして、約200ヘクタールぐらいいふやしても受けられるということで、そういう目標を掲げたようでございます。JAはぐみさん、またJA多野藤さんはどのくらいの目標を立てるかわかりませんが、そういうことで今まで休耕田になっていたところがまた作付される、そのような目標を立てておりますけれども、なかなか農業者も疲れているというか、年の高齢者が多いので、そこまで目標がいくかどうかわかりませんが、そういうことで今まで休耕になっていた田んぼがこしは田植えしてあるなんて、そんなことも光景が見られるのではなかろうかななんて思われるところです。

ところで、きょうの総会は以前から比べますと大分議案のほうも少なく、スムーズにいくと思いますけれども、よろしく願い申し上げまして、簡単ですが、挨拶といたします。よろしく願いいたします。

○事務局長 どうもありがとうございました。

それでは、議事の進行につきましては、今井会長、よろしく願いいたします。

○会長 それでは、ただいまから第8回農業委員会総会を開催いたします。

まず初めに、委員の出席状況を報告させていただきます。今日は、欠席が2名おります。須田直子委員さん並びに中島隆夫委員さん、2名が欠席との連絡がございました。なお、本日の出席委員は、全員25名のところ23名でございまして、過半数を超えておりますので、総会は成立といたします。

以上、諸般の報告を終わります。

続きまして、議事録署名委員の指名及び書記の任命についてということで、議事録署名委員を指名してよいか、皆様にお伺いいたします。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、10番の中澤勝人委員さん並びに16番、生方富行委員さんの両名を指名いたします。

なお、書記の任命については、事務局、千葉主事を任命いたします。よろしく願いいたします。

それでは、早速議事に入ります。

なお、発言される場合は、挙手の上、議席番号と氏名を述べてからご発言のほどをよろしく願います。

それでは、まず初めに議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について。

農地法の規定による許可後の計画変更申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第1号 農地法の規定による許可後の計画変更申請について

1番 当初許可の内容につきましては、農地法第5条許可、契約内容は賃貸借、転用目的は露天駐車場でございます。平成29年4月24日許可、高農委指令第1034号でございます。変更の理由でございますが、事業計画に変更が生じたためとのことでございます。変更後につきましては、契約内容は同じ賃貸借、転用目的はグループホーム、隣地にてグループ会社の福祉事業を展開しており、事業連携をしたく申請地にグループホームを建設し、事業拡大を図りたいというものでございます。計画変更後の5条許可申請が出ております。議案書は18ページ、ナンバー24が関連案件でございます。

以上、農地法の規定によります許可後の計画変更申請につきましては1件でございます。ご審議のほどよろしく願います。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、承認することにいたします。

続きまして、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について。

農地の所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、審議を求めます。

事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

1番 契約内容は売買でございます。農業経営拡大のため申請地を借り受けて耕作したいという申請でございます。

2番 契約内容は売買でございます。所有農地に隣接する申請地を買い受けて効率的に耕作したいという申請でございます。

3番 契約内容は売買でございます。農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

4番 契約内容は使用貸借でございます。売却した土地の代替地として取得した土地を後継者に貸し付けたいという同一世帯からの申請でございます。

5番 契約内容は売買でございます。公共事業で売却した農地の代替地として申請地を買い受けて耕作したい

という申請でございます。

6番 契約内容は売買でございます。所有農地に隣接した申請地を買い受けて経営規模を拡大したいという申請でございます。

7番 契約内容は使用貸借でございます。後継者として申請地を父より借り受けて耕作したいという同一世帯からの申請でございます。

8番 契約内容は売買でございます。農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

9番 契約内容は売買でございます。農業経営拡大のため申請地を買い受けて耕作したいという申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借でございます。後継者として申請地を両親から借り受けて引き続き耕作をしたいとの同一世帯での申請でございます。

11番 契約内容は贈与でございます。所有農地に隣接する申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

12番 契約内容は贈与でございます。親族より申請地を譲り受けて耕作したいという申請でございます。

13番 契約内容は交換でございます。自宅に隣接する申請地を取得し耕作したいという申請でございます。

以上、農地法第3条の規定によります許可申請につきましては、13件でございます。こちらの13件につきまして、別添の農地法第3条調査書のとおり、第2項各号に該当しない、またはただし書きに該当するため、許可要件の全てを満たしていることをご報告させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可することにいたします。

続きまして、議案第3号に移ります。

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、農地法第4条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1については、事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

1番 営農型発電の設定期間が満了するため再設定したいという支柱を立てて営農を継続する太陽光発電設備設置用地の申請でございます。こちら一時転用の案件となりまして、設定期間が平成30年3月24日から平成

33年3月23日までの3年間となっております。

それでは、別添の農地法第4条許可申請審議資料ナンバー1をごらんいただければと思います。

こちら1枚目は位置図でございます。申請地は、はるなくらぶち聖苑より南西に約2.2キロメートル、県道406号線の北に位置しております。

2枚目をごらんください。案内図でございます。こちら印刷が薄く大変見づらい位置図で申しわけございませんが、申請地付近は小規模な農地と集落、山林が混在しておりますが、付近の農地につきましては、本申請地も含め農振農用地の畑でございます。

1枚おめくりいただきまして、3枚目をごらんください。公図でございます。こちらにつきましても見づらいもので申しわけございませんが、図面中央の筆が申請地でございます。隣接地の地目につきましては北が公衆用道路、東が山林、南が畑でございます。申請地西側には水路が通っております。

1枚おめくりいただきまして、4枚目をごらんください。土地の利用計画図でございます。申請地内には太陽光パネルを120枚設置しております。その下部及び周辺にてミョウガを栽培いたします。なお、こちらも見にくくて大変申しわけございませんが、図面中の斜線になっている箇所につきましては、地下に発電設備の配線があるため、耕作できない箇所であるということでございます。

1枚おめくりいただきまして、5枚目をごらんください。立面図でございます。パネルの高さは1.5メートルで設置されておまして、少し低いように思われますが、下部での営農は手作業で行うため、作業可能であるとのことでございます。

1枚おめくりいただきまして、6枚目以降につきましては営農型発電設備の下部並びに一体として使用する農地についての営農計画でございます。本申請につきましては、先の議案のとおり、1筆の農地の一部分のみを営農型発電設備として使用いたしまして、残りの部分につきましては、こちら2の下段の、2の(1)の作付予定作物のとおり、里芋を栽培する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、一番上の欄、こちらは年間の営農計画でございます。こちら1年目に植えつけと記載がございますが、こちらにつきましては昨年度申請地の一部にカボチャを作付したところ、思うように収穫できなかったため、その部分についてはミョウガを再度作付するものでございます。2年目以降につきましては、状況を見て間引き、収穫を行う計画でございます。

また、次の利用する農業機械の欄が空欄となっておりますが、こちらは下部での営農が手作業となるため空欄となっております。なお、本申請人の農業経験につきましては60年、そのうち本申請地に作付しておりますミョウガにつきましては5年の経験がございます。

1枚おめくりいただきまして、発電設備による営農への影響の見込みでございますが、ミョウガにつきましては、日影でもよく育つため、営農への影響はないものと考えられます。また、里芋につきましては太陽光パネル下部以外で生育させるため、こちらについても影響はございません。また、支柱につきましては最低地上高が1.5メートル、現地を確認したところパネルの高さが低く、作業しづらい印象でしたが、植えつけ以外については水やりと間引き作業がメインの作業となるため、作業可能であるとのことでございます。また、下部の作物の平均的な単収といたしまして

は、営農計画下部に記載のとおりでございまして、こちらは当初許可の際に西部農業事務所に確認したデータを根拠に見込みを算出しております。昨年の収量は8割には届かなかったと報告いたしておりますが、2年目以降に許可要件でもある8割を目指すものとなっております。

1枚おめくりいただきまして、こちらと次の写真が昨年の作付状況でございまして、撮影日は平成29年8月6日とのことでございます。参考までにごらんいただければと思います。

以上で説明を終わりにいたします。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局よりナンバー1の説明が終わりました。

なお、今回は第3班の調査ですので、調査班長の植杉委員から報告をお願いします。

○21番植杉委員 事前調査報告。第3班班長、植杉誠。

農地法第4条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。

なお、当日は申請人と一緒に耕作をしている娘の方1名の出席でした。

質問1 現地の太陽光パネルの架台は高さが低く、その下で作業するには不向きなものという印象を受けますが、作業をする上で影響はありませんか。

回答 パネルの高さについて、設置業者からこのくらいの高さがあれば作業もできると言われ、この高さで設置しました。実際に作業をするには低く、今思うともっとよく検討する必要があったと反省しています。

質問2 パネル下でないとところには里芋を作付したとのことですが、里芋は連作障害もあると思います。その対策は何か検討していますか。

回答 ほかの畑でつくっている作物の中から試しに里芋を選択しました。里芋のほかにもホウレンソウ、白菜、タマネギ、ブロッコリー、カリフラワーなども作っているの、いろいろ試していきたいと考えています。

質問3 ミョウガの収穫量はどのくらいになりましたか。また、間引きをしたと伺いましたが、それほど密生したのですか。

回答 収穫量は200から300キログラムの間だったと思います。間引きについては、昨年作付量が少ないとのご指摘をいただき、作付量をふやしたところ、混み合うところが出てきたので、その部分を間引きしました。

質問4 出荷先はどちらですか。

回答 地元のスーパーマーケットに出荷しています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。異議ないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、これより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

2番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

3番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

4番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

続きまして、5番から7番については、議案書の訂正をお願いいたします。前のホワイトボードになりますけれども、申請人の氏名のところをホワイトボードのとおり訂正をお願いいたします。申しわけございませんが、よろしく願いいたします。

5番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

6番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

7番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

8番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

9番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

10番 所有農地への進入路として整備したいという通路用地の申請でございます。山林122平米と一体利用の申請でございます。

11番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

12番 農業用倉庫用地として利用していた申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設の申請でございます。こちらは是正申請のため始末書が添付されております。

13番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。なお、申請地なのですけれども、申請人がもともと造園業をされておりまして、申請地のほうが仮植地の状態になっておりまして、始末書が添付されております。また、隣り合った農地が同じように仮植地のよう状態になっておりまして、そちらの是正の必要があるため、本件につきましては保留をお願いいたします。13番は保留でお願いいたします。

14番 農業用資材置場として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したので、是正したいという農業用資材置場の申請でございます。14番につきましては、13番と同じ申請人の申請になりまして、こちらももともと造園業の資材置場として使っていたところになりまして、始末書のほうが添付されております。また、13番同様、隣地の農地が仮植地の状態になっておりますので、是正が必要なため、14番も保留でお願いいたします。

15番 アパート経営をしたく申請地に共同住宅を建築したいという共同住宅の申請でございます。なお、用途指定区分がございまして、第1種中高層住居専用地域でございます。

16番 申請地に太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます。

以上、農地法第4条の規定による許可申請のうち一括案件は15件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりまして、13番と14番が保留ということですので13件、ではそれを除きまして、これより審

議に入ります。

質疑をお受けします。異議がなければ、許可相当としますけれども、よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

続きまして、議案第4号に移ります。

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について。

農地を農地以外のものにするため、その農地につき所有権を移転し、またはその他の権利を設定、もしくは移転しようとする農地法第5条第1項の規定による許可申請が、次のとおりあったので審議を求めます。

なお、ナンバー1からナンバー2については事前調査案件でございます。

それでは、事務局、ナンバー1の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

1番 契約の内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて建売分譲住宅を建築したいという建売分譲住宅の申請でございます。

それでは、別添の農地法第5条許可申請ナンバー1審議資料をごらんください。

1枚目、表紙が位置図となっております。申請地は、図面中央の薄い赤丸の中の薄い赤色で塗りつぶされている箇所でございます。高崎市立箕郷東小学校から北東に約1キロメートルほどの場所に位置しております。

1枚おめくりください。2枚目が案内図でございます。ホチキスどめされている方向が北向きの図面となっております。北を上に向けてごらんいただきまして、図面の左下の赤色で縁取られている箇所が申請地でございます。申請地周囲の現況につきましては、農地と宅地が混在しているような地域でございます。宅地化が比較的進んでいるような地域でもございます。なお、農地種別区分につきましては、第2種農地であると考えております。

1枚おめくりください。3枚目が公図の写しでございます。ホチキスどめされている方向が北向きの図面でございます。図面中央の赤色で縁取られている筆が申請地でございます。隣接する土地につきましては東西が公衆用道路、北が畑、南が宅地と畑にそれぞれ接しております。

1枚おめくりください。4枚目が土地利用計画図及び給排水計画図でございます。横向きに開いてごらんいただければと思います。建売分譲住宅を10棟建築する計画でございます。今回の申請につきましては、3,000平米を超える開発行為であるため、未線引き区域の箕郷地域の案件ではございますが、開発の許可を要するものでございます。

それでは、各区画の配置からご説明させていただきます。申請地の中央に東西の公衆用道路に接続する幅員6メートルの開発道路を築造いたしまして、その開発道路の北側に5棟、南側に5棟、合計10棟を建築する計画でございます。なお、開発道路の所有権につきましては、開発完了後、市に帰属する予定でございます。また、南側の一番西側の区画のさらに西隣に公園を設ける計画でございます。公園につきましては、開発許可基準のほうに3,000平米を超える開発行為の場合につきましては、一定規模の公園や緑地、広場などを設置しなさいという指

導項目があることから、今回は公園を設置する計画とのことでございます。なお、公園部分の所有権につきましても、開発道路同様に市に帰属する予定でございます。

排水につきましては、新設する開発道路の両脇にU字溝を新設いたしまして、生活排水は浄化槽で処理した後に、そちらのU字溝に放流いたします。雨水につきましても、同じU字溝へ排水勾配を設けて流し込む計画でございます。そのU字溝は、最終的に東側市道の既存の道路側溝に接続いたします。

1枚おめくりください。5枚目が土地の造成計画図でございます。北側の畑との境界に重力式の擁壁を設置しまして、南側と西側の宅地と畑の境界にはL字型の擁壁を設け、隣接する土地に造成による悪影響が出ないように配慮することでございます。土地の造成につきましては、申請地に切り土と盛り土を行いまして、整地する計画でございます。図面の黄色く塗りつぶされている箇所が切り土、赤色で塗りつぶしの箇所が盛り土をする区域でございます。排水の関係から開発道路を築造するあたりを切り土しまして、その他の区域につきましては全体的に若干の盛り土を行う計画でございます。

1枚おめくりください。6枚目がその切り土、盛り土の断面図でございます。ごらんとおり、余り大規模な盛り土にはならないことがうかがえるかと思えます。そして、続く7枚目をごらんいただければと思いますが、こちらが別方向から見た切り土、盛り土の断面図になります。前のページとあわせてごらんいただければと思います。

次に、断面図の次の8枚目が建物の平面図となっておりますので、ごらんください。今回10棟とも同じタイプの住宅を建築する計画でございます。

さらに、もう一枚おめくりいただきまして、最後のページになりますが、こちらが建物の立面図でございます。こちらにつきましては、ご参考までにごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、班長、報告をお願いします。

○21番植杉委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー1について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は代理人1名の出席でした。

質問1 現地を確認したところ、申請地の南北に隣接している農地がありました。住宅の建築により、特に冬場は農地が日陰になってしまう心配がありますが、隣接する農地の所有者に何か説明していますか。

回答 所有者には開発の事業計画を説明し、同意を得ています。また、宅地開発の事前協議を締結しています。

質問2 申請地の周辺は道路が余り広くないので、工事の際には農耕車や歩行者への配慮をお願いします。また、騒音等で近隣住民とトラブルにならないように事前によく話をしてください。

回答 はい、わかりました。

質問3 土地利用計画図によると、北側の農地との境界には重力式擁壁を設置し、南側にはL型擁壁を設置する計画とのことですが、どのような理由でこの工法を選択したのですか。

回答 重力式擁壁は、その重さで土の圧力を支えるものですが、L型擁壁は底版の上に載った土の重量も含め

て土の圧力を支えるものです。土地の形状に合わせ、より効果的な工法を選択しました。

質問4 申請地に公園を設置する計画とのことですが、市の担当部署との協議はしていますか。

回答 公園緑地課の指示に従っています。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

この案件は、3,000平米以上ということで、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取をするのですけれども、意見聴取してもよろしいか伺います。いいですか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

それでは、事務局、ナンバー2の説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

2番 契約内容は地上権、申請地を借り受けて太陽光発電設備を設置し売電したいという太陽光発電設備設置用地の申請でございます、山林2,855平米と一体利用の申請となります。なお、現地は許可なく植林された状態でございます、譲渡人のほうから始末書が添付されております。

それでは、別添農地法の5条許可申請ナンバー2の審議資料をごらんいただければと思います。

1枚目は位置図でございます。申請地は、高崎市立久留馬小学校から北西に1キロメートル、また高浜郵便局より北に600メートルの場所に位置しております。

1枚おめくりいただきまして、案内図でございます。申請地は、南側の住宅地と北側の改良された田んぼの境に位置しておりまして、市街地区域に隣接する10ヘクタール未満の2種農地に該当すると考えられます。

1枚おめくりいただきまして、こちら公図でございます。こちらはホチキスどめのない右側が北となりまして、北側は農振農用地の畑でございますが、現状としますと、申請地内と同様にケヤキが植林されている状態でございます、所有者に確認したところ、今回の申請者に依頼して農地に復元すると伺っております。また、道路を挟んで東側は田んぼと工場が建っております。申請地の南側は宅地と太陽光パネルがございまして、西側が登記地目山林で崖地となっております。

1枚おめくりいただきまして、こちらは土地の利用計画図でございます。こちらにつきましてもホチキスどめのない右側が北側となります。申請地にあるケヤキを伐採、伐根後整地し、全面に太陽光パネルを置き、周囲、こちら青い点線の範囲で高さ1.8メートルのメッシュフェンスで囲う計画でございます。また、森林法との兼ね合いで事業区域が先月と比べ縮小となっております、太陽光パネルは合計6,860枚、契約発電量は1,739.6キロワットの高圧の太陽光発電施設でございます。

1枚おめくりいただきまして、排水計画平面図でございます。雨水につきましては、敷地内での自然浸透を基本と

いたしまして、また大雨の対策として、太陽光パネルの下に深さ50センチの土の側溝を設け、そこに雨水を貯留して、敷地内浸透といたします。また、申請地が北側から南側にかけてなだらかな傾斜地であることから、南側の住宅地への雨水の流出を防ぐため、申請地南側に土の側溝を設け、塩化ビニール管を通じて既存の道路側溝に雨水を排水する計画でございます。

1枚おめくりいただきまして、最後の図面が太陽光パネルの立面図となっております。パネルのサイズと土地の斜度が載っておりますので、参考までにごらんいただければと思います。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局の説明が終わりましたので、調査班長の報告をお願いします。

○21番植杉委員 農地法第5条許可申請審議ナンバー2について、申請人から聞き取りした調査結果について報告いたします。なお、当日は譲受法人の担当者と代理人の2名の出席でした。

質問1 会社の所在地は東京ですが、高崎市内のほかの場所でも太陽光発電事業をしているのですか。

回答 高崎市内では既に3カ所、太陽光発電所を設置しています。また、本社のある東京では、主に屋根を借りて33カ所の低圧の太陽光発電所を設置しております。

質問2 現地にはケヤキの木が植林されており、太陽光パネルを設置するためには伐採、伐根をしなければなりません。この土地をどうして選定したのですか。

回答 この土地は、申請人共通の知人より紹介されました。土地所有者が耕作できないため、約20年前に植林してしまったと聞いています。木も大きくなり、その後の使用用途もないと相談され、この土地を選定しました。

質問3 ケヤキの木は譲受法人が伐採、伐根するのですか。

回答 伐採から伐根、処理、土地の造成まで全て当社で負担します。

質問4 事業の契約期間はどのくらいになりますか。

回答 約20年間になります。20年後には農地に戻せるように、太陽光発電パネルの架台はコンクリートで固定せず、くいを引き抜くだけで太陽光パネルを撤去できるように施工します。

質問5 申請地の地形は、南側の住宅地に向かって傾斜していますが、南側のU字側溝のみだと雨水があふれませんか。

回答 雨水については、基本的に敷地内で処理する計画です。排水計画図のとおり、太陽光パネルの下には大きな溝を掘って、大雨のときにはそちらに雨水をためて自然浸透させます。また、浸透し切れなかった場合は、南側に新設する水路で集水し、既存の水路へ放流します。南側の住宅には流出ないように流量計算をしています。

質問6 施工の際にはトラブルを避けるため、排水関係の施工からお願いいたします。また、問題が発生した際には、迅速な対応をお願いします。

回答 はい、わかりました。

以上のような質疑応答がありました。

○会長 調査班長の報告が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

なければ、先ほどと同じで、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取をするのですけれども、意見聴取してもよろしいか伺います。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当として農業委員会ネットワーク機構に意見聴取することにいたします。

それでは、続いてこれより一括審議に移ります。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請について

3番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

4番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

5番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

6番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

7番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

8番 契約内容は売買、事業拡大に伴い資材置場が不足しているため申請地を買い受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、転用済みの畑497平米と一体利用の計画でございます。

9番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅及び物置の申請でございます。

10番 契約内容は使用貸借、実家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

11番 契約内容は売買、事業拡大に伴い申請地を買い受けて資材置場として利用したいという露天駐車場及び資材置場の申請でございます。

12番 契約内容は賃貸借、事業拡大のため申請地を借り受けて社屋を増設したいということで事務所及び露天駐車場の申請でございます。なお、宅地979.56平米と一体利用の計画でございます。

13番 契約内容は使用貸借、宅地の一部として利用している申請地が農地法上の許可を得ていないことが判明したためは正したいという分家住宅の申請でございます。宅地270.30平米と一体利用の計画でございます。なお、是正のため始末書が添付されております。また、農地種別区分1種とございますが、こちら1種の例外にござい

ます集落接続に該当するものと思われます。

14番 契約内容は賃貸借、業務拡大に伴い資材置場が手狭なため申請地を借り受けて使用したいという露天資材置場の申請でございます。なお、この申請につきましては一時転用でございまして、転用期間は平成30年3月1日から平成33年2月28日までの約3年間の計画でございます。

15番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

16番 契約内容は売買、福祉事業へ新規参入するに当たり申請地を買い受けて特別養護老人ホームを建設したいという福祉施設の申請でございまして、雑種地1,356平米と一体利用の計画でございます。

17番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが手狭なため申請地を父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

18番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地230.12平米と一体利用の計画でございます。

19番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、宅地215.62平米と一体利用の計画でございます。

20番 契約内容は売買、自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

21番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

22番 契約内容は売買、借家住まいをしているが手狭なため申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

23番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を父母より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

24番 契約内容は賃貸借、隣地にてグループ会社の福祉事業を展開しており、事業連携をしたく申請地にグループホームを建設し、事業拡大を図りたいという福祉施設及び露天駐車場の申請でございます。なお、雑種地1,011平米と一体利用の計画でございます。また、関連案件といたしましては、先に審議いただきました議案第1号の計画変更申請ナンバー1となります。

25番 契約内容は贈与、申請地を親族より譲り受けて露天駐車場として利用したいという露天駐車場の申請でございます。

26番 契約内容は売買、住宅用地として需要が見込まれる申請地を買い受けて分譲したいという建売分譲住宅10棟の申請でございます。

27番 契約内容は売買、板金塗装業を営んでいるが手狭なため申請地を買い受けて板金塗装工場を建設したいという板金塗装工場の申請でございます。

28番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したい

という一般住宅の申請でございます。

29番 契約の内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を母から借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

30番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。

31番 契約内容は売買、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を買い受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。なお、山林268平米と一体利用の計画でございます。

32番 契約内容は賃貸借、事業拡大のため申請地を借り受けて自動車修理工場を建設したいという自動車修理工場の申請でございます。

33番 契約内容は使用貸借、借家住まいをしているが自己用住宅を持ちたく申請地を妻の父より借り受けて住宅を建築したいという一般住宅の申請でございます。宅地204.01平米と一体利用の計画でございます。

34番 契約内容は使用貸借、橋の基礎工事のため申請地を借り受けて工事用地として使用したいという工事用地及び露天資材置場の申請でございます。なお、本案件につきましては一時転用の案件となりまして、転用期間が平成30年2月24日から平成30年6月30日までの約4カ月間となっております。なお、関連案件といたしまして、次の35番が関連案件でございます。

35番 契約内容は使用貸借、工事用地への通路が狭く申請地を借り受けて重機運搬トレーラーの転回用地として使用したいという車両転回場の申請でございます。こちらにつきましても一時転用の案件となりまして、転用期間が平成30年2月24日から6月30日までの約4カ月となっております。なお、関連案件といたしまして、先にご説明いたしました34番が関連案件でございます。

36番 契約内容は交換、自宅に隣接する申請地に農機具小屋を建築し使用していたが、農地法上の許可を得ていないことが判明したため是正したいという農業用施設用地の申請でございます。こちらは是正の申請のため始末書添付となっております。また、関連案件といたしまして、先にご審議いただきました3条のナンバー13が交換の先でございます。

以上、農地法第5条の規定によります許可申請につきましては、一括案件34件でございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長 事務局より一括説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、許可相当とすることにいたします。

時間的に、あとそんなにかからないか。

○事務局 休憩をとろうかなと思っているのですけれども、では休憩とりますか。いいですか、時間はそんなにはかからない……

○会長 そんなにはかからないね。では、続けて行います。よろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、続きまして、議案第5号 農地法関係非農地証明願について。

農地法第2条第1項の対象とならない土地について、農地法関係非農地証明願が次のとおりあったので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第5号 農地法関係非農地証明願について

1番 現況地目、山林。非農地としての理由は、山林化して既に20年以上経過しており農地として利用できないためとなっております。

事務局からの報告は以上です。

○会長 事務局の説明が終わりました。

次に、地域担当委員から報告をお願いするわけですが、今回は吉井地域ですので、新井元委員から報告をお願いします。

○24番新井委員 先日、事務局と現地確認をしてきましたけれども、ここに備考のところに記載のように、既に山林化しているような状況でして、徒歩でヤマを張っていくような形で、雑木、竹、それからシノが繁茂しておりまして、30年近くはたっているのかなという形で見えてきました。とても農地としての復旧は困難と思われま

以上です。

○会長 新井委員からの報告は終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。異議ないでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、証明することにいたします。

続きまして、議案第6号に入ります。

議案第6号 平成30年度農作業労賃協定標準額について。

平成30年度農作業労賃協定標準額について、次のとおり決定したいので審議を求めます。

それでは、事務局、説明をお願いします。

○事務局

議案第6号 平成30年度農作業労賃協定標準額について

それでは、ご説明申し上げます。別紙の平30年度農作業労賃協定標準額をご覧ください。

本市においては、適正な農作業料金の形成の推進を図るために、毎年農作業労賃協定標準額を定めております。算定に当たりまして、各地区における農作業労賃の実態を把握するために、昨年12月1日の事前協議で調査をご依頼させていただきましたが、このたび取りまとめが済みしましたので、総会にお諮りしてご決定をいただき、市ホ

ホームページや「農家の友」を通じて公表していきたいと考えているものでございます。

なお、この標準額につきましては、あくまでも参考ということで、実際の金額の設定については、お互いの話し合いにより決めていただくものとなっております。

以上、平成30年度農作業労賃協定標準額についての説明とさせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○会長 事務局の説明が終わりました。

それでは、これより審議に入ります。

質疑をお受けします。

皆さんのほうから異議ないでしょうか。この標準額でよろしいでしょうか。

○全員 異議なし。

○会長 それでは、決定することにいたします。

それでは、これより報告事項に入ります。

報告事項、第1号から第4号まで、事務局、報告をお願いします。

○事務局

報告第1号 農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出受理について

1番 転用目的は貸露天駐車場、用途指定区分は第1種中高層住居、ほか7件、計8件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第2号 農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出受理について

1番 契約の内容は売買、転用目的は共同住宅、用途指定区分は第1種中高層住居、ほか45件、計46件の届け出につきまして書類審査し、適法であったため受理書を交付いたしました。

報告第3号 農地法第18条第6項の規定による通知について

1番 契約の内容は賃貸借、申請の理由は合意解約、ほか1件、計2件の通知につきまして書類審査し、適法であったため受理をいたしました。

報告第4号 農地法第4条及び第5条の規定による転用許可専決処分について

1番から3番につきましては、こちらは10月の総会にて許可相当としていただいた案件でございます。開発指導課との協議が整わず、ずっと許可書の交付を保留してきましたが、そちらが整ったことから、平成30年1月5日付で許可書のほうを交付しております。

続きまして、4番でございますが、こちらは12月の総会の案件でございます。こちらも開発指導課との協議が整わず、許可書のほうの交付をとめておりましたが、そちらが整いましたことから、平成30年1月12日付で許可書のほうを交付しております。

続きまして、5番からは先月の総会におきまして許可相当としていただいた案件でございます。4条が3件、5条が63件でございます。そのうちのナンバー8につきましては、こちら3,000平米を超える案件でございましたので、農業委員会ネットワーク機構に意見聴取し、許可相当であるというふうに回答をいただいております。

また、ちょっと補足なのですが、8番につきましては農業委員会のほうも許可相当になりまして、農業委員会ネットワーク機構も許可相当になったのですが、書類が一部足りないことがございまして、そちらが今日整いましたので、日付はほかの案件と同じで、30年の1月22日で許可日は一緒なのですが、交付につきましてはこれからということでございます。8番につきましてはこれからということでございます。ほかの案件につきましては、1月22日で許可書のほうを交付しております。

以上、報告でございます。

○会長 報告は終わりました。

それでは、その他ということで、事務局から。

○事務局 ないです。

○会長 ないですか。

皆さんのほうから何か、質問等ございますか。

○全員 なし。

○会長 本当にしばらくぶりにきょうは議案が少なかったもので、私が総会の進行するようになって、こんな少ないのは初めてで、その前は寺崎君が農地部会長で、あのとき7月ごろまで、その前にこういう少ないこと……

○7番寺崎委員 3時前に終わったというのではないかと思います。

○会長 そのくらい覚えがないくらい随分毎月毎月あったのですけれども、次回は今度は4班です。また4班です。うんと出てくるかどうかわかりませんが、よろしく願いいたします。

◎閉会の宣告

○会長 それでは、以上をもちまして第8回農業委員会総会を終了といたします。

お疲れさまでした。

午後 2時40分 閉会